

自然災害ガイドラインのご紹介 ～令和6年能登半島地震の発生を受けて～

大江 祥雅
Yoshimasa OePROFILEはこちら 

第1 はじめに

ご承知のとおり、元日早々、令和6年能登半島地震が発生しました。

この原稿を書いているのは1月中旬ですが、報道によると、多くの方が亡くなり、また避難生活を強いられるなど非常にご苦労をされている方も多数おられます。企業においても、事業が停止したり、設備が破損するなど、経済的にダメージを受けたものと思います。お悔やみを申し上げますと共に、一日も早い復興をお祈り致します。

地震に限らず、自然災害が発生した場合は、個人・企業の経済に大きな影響があり、借金などの債務を返済できない状態に陥ったり、既存の債務が原因で復興のための資金を借りることができないという問題（二重債務問題）などが生じますが、そのような場合における個人の債務を調整する際の指針として、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（以下「自然災害ガイドライン」といいます。）があります。一般の法人・企業の皆様におかれましては、直接関与する機会は少ないかもしれませんが、自然災害ガイドラインの内容や趣旨は、窮状に陥った取引先との関係にも応用し得ると思いますので、紹介致します。

なお、本原稿においては、例外規定などの詳細については割愛し、概要のみを記載しております。実際に自然災害ガイドラインの活用をご検討される場合などにおいては、弁護士等専門家にご相談ください。

第2 自然災害ガイドライン策定の経緯

従前から、自然災害により二重債務問題などが発生すると指摘されていましたが、平成23年に発生した東日本大震災

においてもこの問題が顕在化しました。政府は、平成23年6月、二重債務問題への対応方針を定め、その後、金融機関、全銀協などの関連機関、学者、弁護士等の専門家などで構成される「個人債務者の私的整理に関するガイドライン研究会」が発足し、同研究会は、個人である債務者の私的整理に関する金融機関等の自主的自律的な準則として、「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」を策定・公表しました。

ただし、このガイドラインは東日本大震災のみを対象としており、対象の拡大が望まれ、同じく金融機関や専門家などで構成される「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会」が発足し、平成27年12月に自然災害ガイドラインが策定・公表されました。

第3 法的拘束力はありません

自然災害ガイドラインは、政府ではなく、あくまで任意の組織である「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン研究会」によって策定されたものです。また、被災者個人の債務整理に関する金融機関等の自主的自律的な準則とされており、法的拘束力はありません。

しかし、金融機関等である対象債権者、債務者並びにその他の利害関係人によって、自発的に尊重・遵守されることが期待され、対象債権者は債務整理に誠実に協力すると定められています。令和6年能登半島地震についても、発生即日、政府により、富山県、石川県及び福井県について災害救助法の適用が決定されていますが、その数日後には、金融庁や全銀協などから各金融機関に対し、自然災害ガイドラインに従って、被災者からの災害に伴う債務の相談について適

切に対応するよう要請が出されています。

第4 災害救助法の適用を受けた自然災害の影響を受けた個人が対象であること

自然災害ガイドラインが適用されるのは、災害救助法の適用を受けた自然災害の影響を受けた場合に限られます。令和5年に災害救助法の適用を受けた災害としては、1月の鳥取県における大雪、5月5日の能登地方における地震、6月の静岡県・埼玉県等における大雨及び台風2号、6月の山口県における大雨、7月の島根県における大雨、台風6号、台風7号、台風13号があります。

対象となる債務者は、個人であって、法人は対象外です。個人事業者は除外されず、住宅ローンなど私生活のための借金だけではなく、個人事業のための借入金も対象となります。

第5 自然災害ガイドラインの適用要件

自然災害ガイドラインを利用できる個人債務者は、下記①～⑦の要件を全て備える必要があります。①の債務に困窮している状態であることは当然の前提とも言えますが、②、⑥及び⑦は、債務者の誠実性に関するもので、誠実であることの必要性がよく分かります。④及び⑤は、対象債権者や社会にとっての合理性です。自然災害によるものとは言え、債務者を救済する以上は、その必要性があり、対象債権者にとっても債務整理をした方が有益で、かつ、債務者が真摯に、誠実に対応する必要がある訳ですが、この枠組みは債務整理全般に共通します。取引先が窮境に陥り、支払いの猶予を求めてきた場合の対応においても、この枠組みを活用することができます。

- ①災害の影響を受けたことによって、住宅ローンや事業性ローンその他の既往債務を弁済することができないこと
又は近い将来において既往債務を弁済することができないことが確実と見込まれること。

- ②弁済について誠実であり、その財産状況（負債の状況を含む。）を対象債権者に対して適正に開示していること。
③災害が発生する以前に、対象債権者に対して負っている債務について、期限の利益喪失事由に該当する行為がなかったこと。
④破産手続や民事再生手続と同等額以上の回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとっても経済的な合理性が期待できること。
⑤債務者が事業の再建・継続を図ろうとする事業者の場合は、その事業に事業価値があり、対象債権者の支援により再建の可能性があること。
⑥反社会的勢力ではなく、そのおそれもないこと。
⑦破産法に規定する免責不許可事由がないこと。

第6 対象となる債務(対象債権者)の範囲

対象債権者の範囲は、基本は下記①～⑤のとおりで、個人で借金をすることが少なからずあるクレサラや、実質的には借金に近いリースも入っています。ただし、対象債権者はこれらに限られず、自然災害ガイドラインに基づく債務整理を行う上で必要なときは、その他の債権者を含むものとされています。ですので、債務者の負債の割合として大きく、減免等の調整をしないと債務者の再起を図れないような場合には、例えば、親族からの借入金や、債務者が事業者である場合の買掛金が対象とされることもあり得ます。

- ① 銀行や信用金庫等の金融機関
② 信用保証協会等の保証会社
③ 貸金業者及びクレジット会社(いわゆるクレサラ)
④ リース会社
⑤ 債権回収会社

また自然災害ガイドラインの対象となる債務は、自然災害が発生する前に負担していた債務に限られますので、例えば、自然災害発生後の家賃で未払いのものは、対象外です。

第7 手続きの流れ

1 主たる債権者(最大債権者)への申し出

自然災害の影響を受けて債務の支払いに困窮し、自然災害ガイドラインを利用した債務整理を望む場合、債務者は、まず、債務者の負債のうち、元金総額が最大の債権者(主たる債権者)に対して、自然災害ガイドラインに基づく手続きに着手することを申し出ます。

主たる債権者は、原則として、この申し出に応じなければなりません。主たる債権者は、この申し出を受けた場合、10営業日以内に、自然災害ガイドラインに基づく手続きに着手することへの同意又は不同意の意思表示を書面により行うものとされていますが、ここにおいて、上記第5記載の適用要件のいずれかに該当しないことが明白である場合を除いて、当該申出への不同意を表明してはならないとされています。

2 登録支援専門家への委嘱

主たる債権者から前項の申し出に同意する書面を受領した債務者は、各地の弁護士会、公認会計士協会、税理士会や不動産鑑定士協会を通じて、一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関(以下「運営機関」といいます。))に対し、登録支援専門家への委嘱を依頼します。登録支援専門家は、弁護士、公認会計士、税理士及び不動産鑑定士の専門家(以下「専門家」という。)が担当しています。

登録支援専門家は、債務者と債権者間の調整を図る役割を担っていますが、債務者の代理人ではなく、あくまで中立・公平な立場です。登録支援専門家の費用は、国庫負担となりますので、債務者の負担にはなりません。

3 債務整理の開始

債務者は、運営機関から委嘱を受けた登録支援専門家から連絡を受けた後、全ての対象債権者に対して、登録支援専門家を通じて、一斉に、自然災害ガイドラインに基づく債

務整理を申し出ます。また、全ての対象債権者に対して、財産目録、債権者一覧表などを提出します。

この債務整理の申し出により、一時停止が開始します。

4 一時停止期間中の遵守事項

債務者と対象債権者が債務整理について協議をしている間に、債務者が自己の財産を換価したり、一部の対象債権者にだけ弁済をすると、誠実性や公正性に問題が生じ、協議が整わなくなってしまう。

そこで、債務整理・一時停止が開始した後、それが終了するまで、債務者と全ての対象債権者は、次の①～③を守る必要があるとされています。

- ①債務者は、通常の生活又は事業過程によるもの以外、資産を処分してはならず、新たに債務を負担してはならない。
- ②債務者は、一部の対象債権者に対して弁済をしたり、相殺するなど債務を消滅させてはならず、また担保の供与などを行ってはならない。
- ③対象債権者は、一時停止が開始した日における「与信残高」を維持し、弁済を受け、相殺するなど債務を消滅させてはならず、追加の担保の供与を求め、担保権を実行し、強制執行や仮差押え・仮処分や法的倒産手続開始の申立てをしてはならない。

5 債務整理の協議・調整

債務者から対象債権者への債務整理の申し出後、登録支援専門家の支援を受けて、債務者と対象債権者間における債務整理が協議・調整されます。この調整においては、債権者間の平等が維持されなければなりません。

そして、申し出から3ヶ月以内に(債務者が事業者である場合は4ヶ月以内に)、協議・調整を踏まえて調停条項案が作成され、債務者は、登録支援専門家を経由して、これを全ての対象債権者に提出します。調停条項案には、債務者が事

業者ではない場合は、自然災害の影響など債務の弁済ができなくなった理由、財産の状況、資産の換価・処分の方法、弁済計画、対象債権者に要請する債務の減免や期限の猶予等の内容などを記載する必要があります。債務者が事業者である場合は、事業見通しや収支計画、事業が赤字である場合にはその改善策などを記載する必要があります。いずれの場合も、対象債権者にとって、破産手続による回収の見込みと同等以上の回収を得られる見込みがあるなど、経済的合理性があるものでなければなりません。

調停条項案が提出されて後、1ヶ月以内に、対象債権者は、債務者及び登録支援専門家に対して、調停条項案に対する同意・不同意を回答し、登録支援専門家はその結論を取りまとめて、全ての対象債権者に報告します。

6 債務整理の成立・不成立

調停条項案について、全ての対象債権者から同意又は同意の見込みが得られないときは、自然災害ガイドラインに基づく債務整理は不成立となります。一時停止も終了し、対象債権者は、各自の判断に従って、債務者からの債権回収を検討することになります。債務者は、破産手続や民事再生手続などを検討することになります。

調停条項案について、全ての対象債権者から同意又は同意の見込みを得たときは、債務者は、簡易裁判所に対し、特定調停の申立てを行い、特定調停手続の中で最終的に全ての対象債権者からの同意を得て、調停条項案の内容で調停

調書が作成されます。裁判所における手続きを経て調停調書を作成することで、債務者と全ての対象債権者の間における弁済の方法や債務免除などの内容は、確定判決と同一の効力を有することになり、債務者が違反すれば対象債権者は強制執行も可能になりますので、その履行を期待できることになります。

第8 まとめ

上記のとおり、自然災害ガイドラインに基づく債務整理は、3～4ヶ月＋1ヶ月＋特定調停に要する時間程度で終わることが想定されています。債務者には登録支援専門家の費用負担もありません。

また、債務者が手元に置いておける財産(自由財産)は、破産手続等に比べて広く認められており、現預金等については500万円が上限の目安とされていたりします。対象債権者は、自然災害ガイドラインに基づく債務整理を行った債務者について、信用情報登録機関に報告、登録しないことともされています(ただし、実務上、全く登録等されないとは言いきれないようです。)

大規模な自然災害が発生した場合、住居やインフラ等の物理的側面における復興にも時間を要しますが、経済的な復興にはさらに時間を要することが多いと思われます。被災した債務者のために工夫が施された自然災害ガイドラインが活用されて、被災された方々の再起が図られることが期待されます。

具体的な事案に関するお問い合わせはこちら



【事業再生・倒産に関する問い合わせフォーム】